

○ 保険業法施行規則第八十六条の二等の規定に基づき保険会社及びその子会社等の資本金、基金、準備金等及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件（平成二十三年金融庁告示第二十三号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改正後	改正前
(連結の範囲) 第一条 保険会社の経営の健全性を判断するための基準として保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準（保険会社及びその子会社等（保険業法（平成七年法律第百五号。以下「法」という。）第百十条第二項又は第二百七十一条の二十四第一項に規定する子会社等をいう。以下同じ。）に係る法第百三十条各号に掲げる額を用いる場合に限る。）並びに保険持株会社及びその子会社等の経営の健全性を判断するための基準として当該保険持株会社の子会社（法第二条第十二項に規定する子会社をいう。以下この項において同じ。）である保険会社における保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準（次項及び次条第三項において「連結ソルベンシー・マージン比率」という。）は、連結財務諸表に基づき算出するものとする。この場合において、連結財務諸表については、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」といい、第七章及び第八章を除く。）に基づき作成することとする。ただし、保険会社又は保険持株会社が法第百六条第一項第一号から第十二号まで、第十七号及び第	(連結の範囲) 第一条 保険会社の経営の健全性を判断するための基準として保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準（保険会社及びその子会社等（保険業法（平成七年法律第百五号。以下「法」という。）第百十条第二項に規定する子会社等をいう。以下同じ。）に係る法第百三十条各号に掲げる額を用いる場合に限る。）並びに保険持株会社及びその子会社等の経営の健全性を判断するための基準は、連結財務諸表に基づき算出するものとする。この場合において、連結財務諸表については、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。）に基づき作成することとする。ただし、保険会社又は保険持株会社が法第百六条第一項第一号から第十二号まで、第十七号及び第十八号又は第二百七十一条の二十二第一項第一号から第十二号まで、第十六号及び第十七号に掲げる会社を子会社（法第二条第十二項に規定する子会社をいう。）としている場合における当該子会社（第三条第一項第二号イにおいて「金融子会社」という。）については、連結財務諸表規則第五条第二項の規定を適用しないものとする（当

十八号又は第二百七十一条の二十二第一項第一号から第十二号まで、第十六号及び第十七号に掲げる会社を子会社としている場合における当該子会社（次項及び第三条第一項第二号イにおいて「金融子会社」という。）については、連結財務諸表規則第五条第二項の規定を適用しないものとする（当該規定を適用しないことが困難である場合を除く。）。

2 前項の規定にかかわらず、保険会社又は保険持株会社が特例企業会計基準等適用法人等（保険業法施行規則（以下「規則」という。）第五十二条の十二の二第三項に規定する特例企業会計基準等適用法人等をいう。第三条の二第二項において同じ。）である場合には、連結ソルベンシー・マージン比率は、その採用する企業会計の基準に従って作成した連結財務諸表に基づき算出するものとする。ただし、金融子会社については、全て連結の範囲に含めるものとする。

（資本金、基金、準備金等の計算）

第二条 規則第八十六条の二第一項又は第二百十条の十一の三第一項に規定する繰延税金資産の不算入額は、保険会社及びその国内連結保険子法人等（連結保険子法人等（保険会社又は保険持株会社の子法人等（保険業法施行令（平成七年政令第四百二十五号。第三条第一項第二号ハにおいて「令」という。）第十三条の五の二第三項に規定する子法人等をいう。以下同じ。）である保険会社及び外国保険業者（法第二条第六項に規定する外国保険業者をいう。以下同じ。）であって連結の範囲に含まれる者をいう。以

該規定を適用しないことが困難である場合を除く。）。

「項を加える。」

（資本金、基金、準備金等の計算）

第二条 保険業法施行規則（以下「規則」という。）第八十六条の二第一項又は第二百十条の十一の三第一項に規定する繰延税金資産（税効果会計（連結貸借対照表に計上されている資産及び負債の金額と課税所得の計算の結果算定された資産及び負債の金額との間に差異がある場合において、当該差異に係る法人税等（法人税その他利益又は剰余に関連する金額を課税標準として課される租税をいう。以下この項において同じ。）の金額を適切に期間配分することにより、法人税等を控除する前の当期純利益又は当期

下同じ。)であつて、保険業法施行規則第八十六条等の規定に基づき保険会社の資本金、基金、準備金等及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件(平成八年大蔵省告示第五十号。以下「単体告示」という。)に基づき法第三百三十条各号に掲げる額を算出している者をいう。以下同じ。)又は保険持株会社の国内連結保険子法人等に係る不算入額(単体告示第一条第一項に規定する不算入額をいう。第十一項において同じ。)の合計額とする。

2 規則第八十六条の二第一項第六号又は第二百十条の十一の三第三項第六号に規定する金融庁長官が定める率は、百分の九十(規則第八十六条の二第一項第六号又は第二百十条の十一の三第一項第六号の合計額がそれぞれ零を下回る場合には、百分の百)とする。

3 規則第八十六条の二第一項第七号又は第二百十条の十一の三第三項第七号に規定する金融庁長官が定める率は、百分の八十五(

純剰余の金額と法人税等の金額を合理的に対応させるための会計処理をいう。以下同じ。)の適用により資産として計上されるものをいう。以下同じ。)の不算入額は、保険会社及びその国内連結保険子法人等(連結保険子法人等(保険会社又は保険持株会社の子法人等(保険業法施行令(平成七年政令第四百二十五号。第三条第一項第二号ハにおいて「令」という。)第十三条の五の二第三項に規定する子法人等をいう。以下同じ。)である保険会社及び外国保険業者(法第二条第六項に規定する外国保険業者をいう。以下同じ。))であつて連結の範囲に含まれる者をいう。以下同じ。))であつて、保険業法施行規則第八十六条等の規定に基づき保険会社の資本金、基金、準備金等及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件(平成八年二月大蔵省告示第五十号。以下「単体告示」という。)に基づき法第三百三十条各号に掲げる額を算出している者をいう。以下同じ。)又は保険持株会社の国内連結保険子法人等に係る不算入額(単体告示第一条第一項に規定する不算入額をいう。)の合計額とする(第五項において同じ。)

2 規則第八十六条の二第一項第六号又は第二百十条の十一の三第三項第六号に規定する金融庁長官が定める率は、百分の九十(規則第八十六条の二第一項第六号の合計額又は第二百十条の十一の三第一項第六号の合計額がそれぞれ零を下回る場合には、百分の百)とする。

3 規則第八十六条の二第一項第七号又は第二百十条の十一の三第三項第七号に規定する金融庁長官が定める率は、百分の八十五(

保険会社及びその連結子法人等（連結ソルベンシー・マージン比率の算出に当たり連結の範囲に含まれる子法人等をいう。以下同じ。）又は保険持株会社及びその連結子法人等が有する土地の時価の合計額が帳簿価額の合計額を下回る場合には、百分の百）とする。

4 規則第八十六条の二第一項第九号又は第二百十条の十一の三第一項第九号に規定する金融庁長官が定めるものの額は、次に掲げる額（第一号から第四号までに掲げる額にあつては、少額短期保険業者に係るものを除く。）とする。

一 保険会社及びその国内連結保険子法人等又は保険持株会社の国内連結保険子法人等に係る保険料積立金等余剰部分（単体告示第一条第四項第一号に規定する保険料積立金等余剰部分をいい、これと同様の額（連結貸借対照表の負債の部に計上されたものであつて、外国の当局が当該外国の法令における法第百三十条第一号又は第二百七十一条の二十八の二第一号に掲げる額に相当する額に算入することを認めたものに限る。）を含めることができる。第十四項第一号において同じ。）

二 「略」

三 保険会社及びその国内連結保険子法人等又は保険持株会社の国内連結保険子法人等に係る税効果相当額（単体告示第一条第四項第三号に規定する税効果相当額をいい、これと同様の額（外国の当局が当該外国の法令における法第百三十条第一号又は第二百七十一条の二十八の二第一号に掲げる額に相当する額に

ただし、保険会社及びその連結子法人等又は保険持株会社及びその連結子法人等が有する土地の時価の合計額が帳簿価額の合計額を下回る場合には、百分の百）とする。ただし、連結保険子法人等の有する日本国内の土地のうち、規則第八十六条の二第一項第七号又は第二百十条の十一の三第一項第七号に規定する同様の額に係るものを除いて計算することとする。

4 「同上」

一 保険会社及びその国内連結保険子法人等又は保険持株会社の国内連結保険子法人等に係る保険料積立金等余剰部分（単体告示第一条第四項第一号に規定する保険料積立金等余剰部分をいい、これと同様の額（連結貸借対照表の負債の部に計上されたものであつて、外国の当局が当該外国の法令における法第百三十条第一号又は第二百七十一条の二十八の二第一号に掲げる額に相当する額に算入することを認めたものに限る。）を含めることができる。）

二 「同上」

三 保険会社及びその国内連結保険子法人等又は保険持株会社の国内連結保険子法人等に係る税効果相当額（単体告示第一条第四項第三号に規定する税効果相当額をいい、これと同様の額（外国の当局が当該外国の法令における法第百三十条第一号又は第二百七十一条の二十八の二第一号に掲げる額に相当する額に

算入することを認めたものに限り、)を含めることができる。

四 負債性資本調達手段等(次に掲げるものの額の合計額をいう。)

イ 負債性資本調達手段で、次に掲げる性質の全てを有するものの

〔1・2〕 略

(3) 損失の補填に充当されるものであること。

〔4〕 略

ロ 期限付劣後債務(契約時において償還期間が五年を超えるものに限り、第十四項第三号ロにおいて同じ。)

五 〔略〕

六 連結貸借対照表の在外子会社等に係る保険契約準備金評価差額金の科目に計上した額であつて税効果会計適用後のもの

5 前項第一号及び第四号に掲げる額(特定負債性資本調達手段に係るものを除く。)の合計額が、保険会社又は保険持株会社の連結中核的支払余力(算入限度額(次に掲げる額の合計額から第一項に定める不算入額を控除した残額をいう。ただし、当該残額が零未満となる場合には、零とする。第七項において同じ。))から第三号及び第四号に掲げる額並びに再保険契約(単体告示第一条第五項に規定する再保険契約をいう。第三条の二において同じ。))に係る未償却出再手数料(同項に規定する未償却出再手数料をいう。同条において同じ。))の残高(保険会社及びその国内連結保険子法人等又は保険持株会社の国内連結保険子法人等に係るも

算入することを認めたものに限り、)を含めることができる。

四 〔同上〕

イ 負債性資本調達手段で、次に掲げる性質のすべてを有するもの

〔1・2〕 同上

(3) 損失の補てんに充当されるものであること。

〔4〕 同上

ロ 期限付劣後債務(契約時において償還期間が五年を超えるものに限り、)

五 〔同上〕

〔号を加える。〕

5 前項第一号及び第四号に掲げる額(特定負債性資本調達手段を除く。)の合計額が、保険会社又は保険持株会社の連結中核的支払余力(算入限度額(次に掲げる額の合計額から不算入額を控除した残額をいう。ただし、当該残額が零未満となる場合には、零とする。第七項において同じ。))から第三号及び第四号に掲げる額並びに再保険契約(単体告示第一条第五項に規定する再保険契約をいう。第三条の二において同じ。))に係る未償却出再手数料(同項に規定する未償却出再手数料をいう。同条において同じ。))の残高(保険会社及びその国内連結保険子法人等又は保険持株会社の国内連結保険子法人等に係るものに限り、)を控除した残

のに限る。)を控除した残額をいう。ただし、当該残額が零未満となる場合には、零とする。第八項において同じ。)又は単体中核的支払余力(保険会社及びその連結保険子法人等又は保険持株会社の連結保険子法人等に係る中核的支払余力(単体告示第一条第五項に規定する中核的支払余力をいう。)の合計額をいう。以下この条において同じ。)のうちいずれか小さい額を超過する場合には、前項の規定にかかわらず、規則第八十六条の二第一項第九号又は第二百十条の十一の三第一項第九号に規定する金融庁長官の定めるものの額は、前項各号に掲げる額の合計額から当該超過する額を控除した額とする。

「一・二 略」

三 生命保険契約を有する場合にあつては、当該生命保険契約に係る単体告示第一条第四項第一号イ(1)に掲げる額から同号イ(2)に掲げる額を控除した額

四 損害保険契約を有する場合にあつては、当該損害保険契約に係る単体告示第一条第四項第一号ロ(1)に掲げる額から同号ロ(2)に掲げる額を控除した額

五 前項第二号及び第六号に掲げる額

6 前項の「特定負債性資本調達手段」とは、第四項第四号イに規定する負債性資本調達手段のうち、利払の義務が非累積型(延期された利払を行う必要がないものをいう。第十六項において同じ。)又は累積型(延期された利払が累積し、翌期以降において当該利払を行う必要のあるものをいう。第十六項において同じ。)のものであつて利払の義務の延期に制限がないものをいう。

額をいう。ただし、当該残額が零未満となる場合には、零とする。第八項において同じ。)又は単体中核的支払余力(保険会社及びその連結保険子法人等又は保険持株会社の連結保険子法人等に係る中核的支払余力(単体告示第一条第五項に規定する中核的支払余力をいう。)の合計額をいう。第八項において同じ。)のうちいずれか小さい額を超過する場合には、前項の規定にかかわらず、規則第八十六条の二第一項第九号又は第二百十条の十一の三第一項第九号に規定する金融庁長官の定めるものの額は、前項各号に掲げる額の合計額から当該超過する額を控除した額とする。

「一・二 同上」

三 生命保険契約を有する場合にあつては、当該契約に係る単体告示第一条第四項第一号イ(1)に掲げる額から同号イ(2)に掲げる額を控除した額

四 損害保険契約を有する場合にあつては、当該契約に係る単体告示第一条第四項第一号ロ(1)に掲げる額から同号ロ(2)に掲げる額を控除した額

五 前項第二号に掲げる額

6 前項の「特定負債性資本調達手段」とは、第四項第四号イに規定する負債性資本調達手段のうち、利払の義務が非累積型(延期された利払を行う必要がないものをいう。)又は累積型(延期された利払が累積し、翌期以降において当該利払を行う必要のあるものをいう。)のものであつて利払の義務の延期に制限がないものをいう。

〔7・8 略〕

9 第四項第四号イ及びロに掲げるものについては、同号イに掲げるものの償還又は同号ロに掲げるものの期前償還（以下「償還等」という。）の特約が付されている場合には、当該償還等が債務者である保険会社及びその連結子法人等又は保険持株会社及びその連結子法人等の任意によるものであり、かつ、次のいずれかのときに限り償還等を行うことができるものに限り、同号イ及びロに掲げるものに該当するものとする。

一 当該償還等を行った後において当該保険会社又は保険持株会社が十分な保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率（保険業法第百三十二条第二項に規定する区分等を定める命令（平成十二年 総理府令第四十五号）大蔵省 第二条第二項又は第六条第二項に規定する保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率をいう。以下同じ。）を維持することができると見込まれるとき

二 当該償還等の額以上の額の資本金等（法第百三十条第一号又は第二百七十一条の二十八の二第一号に掲げるものをいう。第十九項第二号において同じ。）の調達を行うとき

10 第四項第四号イ及びロに掲げるものについて、あらかじめ定めた期間が経過した後¹⁰に一定の金利（以下この項及び第二十項において「ステップ・アップ金利」という。）を上乗せする特約を付す場合において、当該ステップ・アップ金利が過大なものであるために、債務者である保険会社及びその連結子法人等又は保険持株会社及びその連結子法人等が償還等を行う蓋然性が高いと認め

〔7・8 同上〕

9 〔同上〕

一 当該償還等を行った後において当該保険会社又は保険持株会社が十分な保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率（保険業法第百三十二条第二項に規定する区分等を定める命令（平成十二年 総理府令第四十五号）大蔵省 第二条第二項又は第六条第二項に規定する保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率をいう。次条及び第四条において同じ。）を維持することができると見込まれるとき

二 当該償還等の額以上の額の資本金等（法第百三十条第一号又は第二百七十一条の二十八の二第一号に掲げるものをいう。）の調達を行うとき

10 第四項第四号イ及びロに掲げるものについて、あらかじめ定めた期間が経過した後¹⁰に一定の金利（以下この項において「ステップ・アップ金利」という。）を上乗せする特約を付す場合において、当該ステップ・アップ金利が過大なものであるために、債務者である保険会社及びその連結子法人等又は保険持株会社及びその連結子法人等が償還等を行う蓋然性が高いと認められるときは

られるときは、最初に償還等が可能となる日を償還期日とみなす。

11 規則第八十六条の二第三項又は第二百十条の十一の三第三項に規定する繰延税金資産の不算入額は、保険会社及びその国内連結保険子法人等又は保険持株会社の国内連結保険子法人等に係る不算入額の合計額とする。

12 規則第八十六条の二第三項第二号又は第二百十条の十一の三第三項第二号に規定する金融庁長官が定める率は、百分の九十（規則第八十六条の二第三項第二号又は第二百十条の十一の三第三項第二号に規定する相当するものの合計額がそれぞれ零を下回る場合には、百分の百）とする。

13 規則第八十六条の二第三項第三号又は第二百十条の十一の三第三項第三号に規定する金融庁長官が定める率は、百分の八十五（保険会社及びその連結子法人等又は保険持株会社及びその連結子法人等が有する土地の時価の合計額が帳簿価額の合計額を下回る場合には、百分の百）とする。

14 規則第八十六条の二第三項第五号又は第二百十条の十一の三第三項第五号に規定する金融庁長官が定めるものの額は、次に掲げる額（少額短期保険業者に係るものを除く。）とする。

一 保険会社及びその国内連結保険子法人等又は保険持株会社の国内連結保険子法人等に係る保険料積立金等余剰部分及び次に掲げる額の合計額

イ 次の(1)に掲げる額から次の(2)に掲げる額を減じた額に、その採用する企業会計の基準における当該(1)に掲げる額と当該

、最初に償還等が可能となる日を償還期日とみなす。

「項を加える。」

「項を加える。」

「項を加える。」

「項を加える。」

(2)に掲げる額との間の差異に係る繰延税金資産又は繰延税金負債（税効果会計の適用により負債として計上されるものをいう。次号において同じ。）に相当するものの額を減じ、又は加えた額

(1) 保険料積立金及び未経過保険料に対応するものの額（保険料積立金及び未経過保険料に相当するものの額を含む。

）の合計額（保険会社及びその国内連結保険子法人等又は保険持株会社の国内連結保険子法人等である生命保険会社に係るものに限る。）

(2) 保険料積立金及び未経過保険料の合計額（保険会社及びその国内連結保険子法人等又は保険持株会社の国内連結保険子法人等である生命保険会社に係るものに限る。）

ロ その他の包括利益累計額に相当するものうち保険契約に関連するものの額であつて税効果会計に相当する会計処理適用後のもの（第四号に掲げる額を除く。）

二 保険会社及びその国内連結保険子法人等又は保険持株会社の国内連結保険子法人等に係る税効果相当額（第四項第三号に規定する税効果相当額をいい、次に掲げるものに係る繰延税金資産及びその採用する企業会計の基準における次に掲げるものに係る繰延税金負債に相当するものの合計額（次項第五号及び第十七項において「税効果相当額調整額」という。）を加えることができる。）

イ 価格変動準備金

ロ 危険準備金

ハ 異常危険準備金

ニ 一般貸倒引当金

ホ 配当準備金未割当部分

三 負債性資本調達手段等（次に掲げるものの額の合計額をいう。）

イ 負債性資本調達手段で、次に掲げる性質の全てを有するものの

(1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済みのものであること。

(2) 第十九項に規定する場合を除き、償還されないものであること。

(3) 損失の補填に充当されるものであること。

(4) 利払の義務の延期が認められるものであること。

ロ 期限付劣後債務

四 在外子会社等に係る保険契約準備金評価差額金に相当するものの額であつて税効果会計に相当する会計処理適用後のもの

15|| 前項第一号に規定する保険料積立金等余剰部分及び同項第三号に掲げる額（特定負債性資本調達手段に係るものを除く。）の合計額が、保険会社又は保険持株会社の連結中核的支払余力（算入限度額（次に掲げる額の合計額から第十一項に定める不算入額を控除した残額をいう。ただし、当該残額が零未満となる場合には、零とする。第十七項において同じ。）から第三号に掲げる額を控除した残額をいう。ただし、当該残額が零未満となる場合には、零とする。第十八項において同じ。）又は単体中核的支払余力

「項を加える。」

のうちいずれか小さい額を超過する場合には、前項の規定にかかわらず、規則第八十六条の二第三項第五号又は第二百十条の十一の三第三項第五号に規定する金融庁長官の定めるものの額は、前項各号に掲げる額の合計額から当該超過する額を控除した額とする。

一 規則第八十六条の二第三項第一号又は第二百十条の十一の三第三項第一号に掲げる額

二 規則第八十六条の二第三項第二号又は第二百十条の十一の三第三項第二号に規定する相当するものの合計額（当該合計額がそれぞれ零を下回る場合に限る。）

三 生命保険契約を有する場合にあつては、当該生命保険契約に係る単体告示第一条第四項第一号イ(1)に掲げる額から同号イ(2)に掲げる額を控除した額

四 前項第一号イ及びロに掲げる額

五 税効果相当額調整額

六 前項第四号に掲げる額

16 前項の「特定負債性資本調達手段」とは、第十四項第三号イに規定する負債性資本調達手段のうち、利払の義務が非累積型又は累積型のものであつて利払の義務の延期に制限がないものをいう。

17 第十四項第二号に規定する税効果相当額（税効果相当額調整額を除く。）については、同項の規定にかかわらず、保険会社又は保険持株会社に係る算入限度額を限度として算入できるものとする。

「項を加える。」

「項を加える。」

18 第十四項第三号ロに掲げるもの（残存期間が五年以内になったものにあつては、毎年、残存期間が五年になった時点における帳簿価額の百分の二十に相当する額を累積的に減価するものとする。）については、連結中核的支払余力又は単体中核的支払余力のうちいずれか小さい額の百分の五十に相当する額を限度として算入することができるものとする。

19 第十四項第三号イ及びロに掲げるものについては、償還等の特約が付されている場合には、当該償還等が債務者である保険会社及びその連結子法人等又は保険持株会社及びその連結子法人等の任意によるものであり、かつ、次のいずれかのときに限り償還等を行うことができるものに限り、同号イ及びロに掲げるものに該当するものとする。

一 当該償還等を行った後において当該保険会社又は保険持株会社が十分な保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率を維持することができるの見込まれるとき

二 当該償還等の額以上の額の資本金等の調達を行うとき

20 第十四項第三号イ及びロに掲げるものについて、ステップ・アップ金利を上乗せする特約を付す場合において、当該ステップ・アップ金利が過大なものであるために、債務者である保険会社及びその連結子法人等又は保険持株会社及びその連結子法人等が償還等を行う蓋然性が高いと認められるときは、最初に償還等が可能となる日を償還期日とみなす。

「項を加える。」

「項を加える。」

「項を加える。」

（控除項目）

（控除項目）

第三条 法第三十条第一号に掲げる額（保険会社の経営の健全性を判断するための基準として保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準を定めるために用いる保険会社及びその子会社等に係る額に限る。）又は法第二百七十一条の二十八の二第一号に掲げる額の計算に当たっては、次に掲げる額の合計額を控除するものとする。

一 保険会社及びその連結子法人等又は保険持株会社及びその連結子法人等が、他の保険会社等（保険会社若しくは保険持株会社又は少額短期保険業者若しくは少額短期保険持株会社をいう。以下この条において同じ。）の保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率の向上のため、意図的に当該他の保険会社等の株式その他の資本調達手段（前条第四項第四号イ及びロ又は第十四項第三号イ及びロに掲げるもの並びに保険業法第二百七十二条の二十八において準用する法第三十条の規定に基づき、保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準を、保険業法施行規則第二百十一条の五十九及び第二百十一条の六十の規定に基づき、少額短期保険業者の資本金、基金、準備金等及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法を定める件（平成十八年金融庁告示第十四号。以下「少額短期保険業者告示」という。）第二条第三項第五号イ及びロに掲げるものを含む。以下この条において同じ。）を保有していると認められる場合（第三者に対する貸付け等を通じて意図的に当該第三者に保有させていると認められる場合を含む。）における、当該保有している他の保険会社等の資本調達手段の額（次項

第三条 法第三十条第一号に掲げる額（保険会社の経営の健全性を判断するための基準として保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準を定めるために用いる保険会社及びその子会社等に係る額に限る。）又は法第二百七十一条の二十八の二第一号に掲げる額の計算に当たっては、次に掲げる額の合計額を控除するものとする。

一 保険会社及びその連結子法人等又は保険持株会社及びその連結子法人等が、他の保険会社等（保険会社若しくは保険持株会社又は少額短期保険業者若しくは少額短期保険持株会社をいう。以下この条において同じ。）の保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率の向上のため、意図的に当該他の保険会社等の株式その他の資本調達手段（前条第四項第四号イ及びロに掲げるもの並びに保険業法第二百七十二条の二十八において準用する法第三十条の規定に基づき、保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準を、保険業法施行規則第二百十一条の五十九及び第二百十一条の六十の規定に基づき、少額短期保険業者の資本金、基金、準備金等及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法を定める件（平成十八年三月金融庁告示第十四号。以下「少額短期保険業者告示」という。）第二条第三項第五号イ及びロに掲げるものを含む。以下この条において同じ。）を保有していると認められる場合（第三者に対する貸付け等を通じて意図的に当該第三者に保有させていると認められる場合を含む。）における、当該保有している他の保険会社等の資本調達手段の額（次項において「控除額」とい

において「控除額」という。）

二 「略」

2 前項第一号の場合における意図的に保有している他の保険会社等の資本調達手段が当該他の保険会社等にとって次の表の各号の上欄に掲げるものである場合において、当該資本調達手段を保有している保険会社又は保険持株会社の保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率の算出の際に同表の当該各号の下欄に掲げる額があるときは、当該各号の下欄に掲げる額を控除額から除くことができる。この場合において、同表の各号の下欄に掲げる額が同表の当該各号の上欄に掲げるものの額を超えるときは、当該除くことができる額は、当該各号の上欄に掲げるものの額とする。

他の保険会社等の資本調達手段	保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率の算出の際の額
一 前条第四項第四号イ又は第十四項第三号イに掲げるもの	前条第四項第四号イ又は第十四項第三号イに掲げるものの額のうち算入されない額
二 前条第四項第四号ロ又は第十四項第三号ロに掲げるもの	次に掲げる額の合計額 イ 前条第四項第四号ロ又は第十四項第三号ロに掲げるものの額のうち算入されない額 ロ 「略」

第三条の二 「略」

う。）

二 「同上」

2 「同上」

他の保険会社等の資本調達手段	保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率の算出の際の額
一 前条第四項第四号イに掲げるもの	前条第四項第四号イに掲げるものの額のうち算入されない額
二 前条第四項第四号ロに掲げるもの	次に掲げる額の合計額 イ 前条第四項第四号ロに掲げるものの額のうち算入されない額 ロ 「同上」

第三条の二 「同上」

2 前項の規定は、保険会社又は保険持株会社が特例企業会計基準等適用法人等である場合には、適用しない。	「項を加える。」
備考 表中の「」の記載は注記である。	